加盟団体に関する登録規定

令和５年２月１１日

会員に関する細則（第６条）により連盟への加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

第１条　（加盟の手続）

連盟に加盟しようとする団体は四国各県吹奏楽連盟への加盟をもって成立する。

２　連盟に加盟する団体は全日本吹奏楽連盟定款・四国吹連規約およびその他の施行細則のすべてを承認するものとする。

第２条　（加盟の資格）

管・打楽器による吹奏楽の活動をすすめている団体であること。

２　年間を通じて定期的に練習または演奏活動を行っている団体であること。

３　一般部門の団員資格は音楽大学生・音楽大学出身者などの立場を問わない。

４　同一人が複数の構成員となることはできる。ただし、コンクール出場などの場合にはコンクールなどの実施規定の定めるところによる。

５　演奏行為に対して団員に報酬を支払うことのないアマチュアの団体であること。職業演奏団体は加盟することができない。

６　音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体は加盟することができない。

第３条　（部門）

部門は小学生・中学生・高等学校・大学・職場・一般とする。

２　学校教育法に基づく小学生・中学生・高等学校・大学、またはこれに準ずる団体は前項のそれぞれの部門に所属するものとする。

３　大学部門の団体は単一の大学名で加盟し、各学部ごとに登録することはできない。

４　職場部門の団体は同一の公共団体職員（グループ団体を含む）および同一の企業内社員（グループ企業を含む）により構成された団体とする。

５　各種学校・専修学校・職業訓練校などの団体は原則として一般の部とする。

６　次の団体は頭記の部門に所属する。

（小学生部門）同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している小学校児童の団体

（中学生部門）同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒の団体（活動を共にする小学校児童は認める）

（高等学校部門）高等学校生徒と同一経営学園内の小学校児童・中学校生徒の混成団体

（大学部門）同一の大学に在籍している学生の団体および短期大学・高等専門学校の団体

第４条　（義務）

連盟に加盟している団体は、毎年７月末日までに連盟に年度会費を四国各県吹奏楽連盟を通じて納入すること。

２　登録事項の変更があった場合には、すみやかに書面で四国各県吹奏楽連盟事務局に届出ること。

３　連盟が主催する行事に参加・協力すること。

第５条　（退会・除名）

連盟に加盟登録された団体は、次の各項により退会するか除名されない限り、継続登録されるものとする。

２　退会しようとする団体は四国各県吹奏楽連盟に届け出るものとする。

３　会費を１年以上滞納した団体は、任意に退会したものとする。

４　加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会および総会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

（１）吹奏楽連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき

（２）加盟団体としての義務に違反したとき

（３）団体内において法律・学則に違反する行為があり、公にされたとき

（４）四国各県吹奏楽連盟に除名されたとき

５　四国各県吹奏楽連盟は、退会・除名の団体があった場合には、四国吹連および全日本吹奏楽連盟に報告する。

６　既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

７　任意に退会した団体は１ヶ年以内に再加盟することはできない。除名された団体は四国各県吹奏楽連盟の承認を得て、さらに理事長の承認を経なければ再加盟できない。

第６条　（付則）

この規定は理事会の議決を経なければ変更することができない。

２　この規定は令和５年２月１１日より施行する。